県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

平成28年6月10日現在

	施設名	設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向			平成28年6月1 	
区分					H28	あり方意見具申 (H16.2.18)	あり方見直し (H16. 3. 29)	これまでの見直しの状況	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	備考
	飯坂ホーム	福島市	特別養護老人ホーム	100	100	社会福祉法人に移譲する。	社会福祉法人に移譲する。	H18移譲:社会福祉事業団		
	太陽の国 やまぶき荘	西郷村	特別養護老人ホーム	100	100	社会福祉法人に移譲する。	社会福祉法人に移譲する。	H18移譲:社会福祉事業団	_	
	太陽の国さつき荘	西郷村	特別養護老人ホーム	100	100	社会福祉法人に移譲する。	社会福祉法人に移譲する。	H18指定管理:社会福祉事業団 H19移譲:社会福祉事業団	_	
	太陽の国 きびたき寮	西郷村	障害者支援施設 (旧身体障害者療護施設)	100	100	社会福祉法人に移譲する方向だが、当面は県立施設として運営していく必要がある。	社会福祉法人への移譲を検討する。	H18·19指定管理:社会福祉事業団 H20移譲(公募):社会福祉事業団	_	
移譲	浪江ひまわり荘	浪江町	救護施設	100	100	社会福祉法人への移譲 等を検討する。	社会福祉法人への移譲 等について検討を進める。	H18·19指定管理:社会福祉事業団 H20移譲(公募):社会福祉事業団	_	
施設	希望ヶ丘ホーム	郡山市	養護老人ホーム	70	70	社会福祉法人への移譲 等を検討する。	社会福祉法人への移譲 等について検討を進める。	H20移譲(公募): (社福)郡山清和救護園	_	
	太陽の国 からまつ荘	西郷村	救護施設	150	130	社会福祉法人への移譲 等を検討する。	社会福祉法人への移譲 等について検討を進める。	H18~20指定管理:社会福祉事業団 H21移譲(公募):社会福祉事業団		
	喜多方しののめ荘	喜多方市	救護施設	50	50	社会福祉法人への移譲 等を検討する。	社会福祉法人への移譲 等について検討を進める。	H21移譲(公募): (社福) 天心会	_	
	矢吹しらうめ荘	矢吹町	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100	中・軽度障害者入所施 設は、社会福祉法人に 移譲する。	入所定員を段階的に縮 小し、社会福祉法人に 移譲する。	H18~22指定管理:社会福祉事業団 H23移譲(公募):社会福祉事業団	_	
	やぶき自立支援寮 (旧矢吹しらうめ 通勤寮)	矢吹町	障害福祉サービス事業所 (旧知的障害者通勤寮)	20	20	知的障害者更生施設に 併設されているため、 社会福祉法人に移譲す る。	社会福祉法人に移譲する。		_	
県直営施設	女性のための相談支 援センター (旧しゃくなげ寮)		婦人保護施設	30	20		婦人相談所と一体的に 運営する。	・定員を20名に変更し(H16年度〜)、県直営を継続。 ・H16年度より、旧しゃくなげ寮と旧婦人相談所を統合した。	・震災以降同伴児と入所する女性が増加しているが、同伴児と生活するには居室が手狭であるため、居室の活用方法や退所後の生活を想定して環境整備について検討していく必要がある。	
	総合療育センター (旧心身障害児総合 療育センター)		医療型障害児入所施設 (旧肢体不自由児施設) 医療型児童発達支援センター	80	80	療育体制の中核機関及 び地域療育体制支援拠 点機能を強化し、県立 施設として運営する。	療育体制の中核機関及 び地域療育体制支援拠 点機能を強化し、県立 施設として運営する。	・H16年度以降順次、新生児聴覚検査事業、肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業、発達障がい者支援センター設置やリハビリテーション科	・昭和62年に改築した施設をはじめ、医療機器・設備の老朽化が進んでいる。 ・入所児童の構成が徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児に移行している。 ・小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の体制強化が図られたが、県内全域からの受診・相談が増加し、予約待ちが長期化している。	

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

平成28年6月10日現在

	施設名	設置場所		定員		見直しの方向				
分			施設の種別	H15	H28	あり方意見具申 (H16.2.18)	あり方見直し (H16.3.29)	これまでの見直しの状況	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	備 考
	福島学園	須賀川市	児童自立支援施設	50	50	法定必置機関であることから、入所定員を見直し、処遇の充実と効率的な運営を進める。	入所定員を見直す。処 遇の充実と効率的な運 営を進める。		・非行児童が減少する一方で、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童の入所があり、これまでの非行児童への指導方法とは違ったアプローチが必要になっている。・施設が老朽化しており、計画的な修繕が必要。	
県直	若松乳児院	会津若 松市	乳児院	40	40	一貫した養育環境の確 保を視野に入れ、国の 動向を見ながら今後検 討する。	万寺の万円住を取りよ	・県直営を継続。 ・H16年度以降乳児院の現状分析や関係者・学識経験者等との意見交換を実施し、乳児院管理運営方針を策定するとともに、H19~22年度に乳幼児養護体制のあり方検討会を開始し、養育体制や施設のあり方の方向性を取りまとめた。	・H24年度に厚生労働省の通知により、H27年度から15年かけて児童養護施設や乳児院をすべて小規模ユニットケア化することとされた。(乳児院は定員35名以下)・施設が老朽化しており、計画的な修繕が必要。・里親委託の推進に伴い、乳児院では里親家庭での養育が困難な病児や障がい児の受け入れが期待されることから、医療機関との連携が大きな課題となる。また、乳児期から少年期までの一貫した養育環境の確保も重要な課題であることから、児童養護施設への乳児院の併設も検討していく必要がある。	
営施設	大笹生学園	福島市	福祉型障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	100		将来的には社会福祉法 人への移譲等について も検討する。	社会福祉法人への移譲 等について検討を進め る。	・定員を50名に変更し(H20年度~)、県直営を継続。 ・H22年度にあり方検討会を開催し、改築の基本計画策定と、施設運営のノウハウを有する指定管理者への委託や社会福祉法人への移譲について検討を行うこととなった。 ・H26年度に新園舎が完成。(H28年度にグラウンド整備工事等が完了予定)	・入所児童数は減少傾向にあったが、近年は35名程度で推移。入所児童の半数以上が重度又は最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど処遇が困難な児童が多くなっている。 ・新園舎における運営に年間でどのぐらいコストがかかるかなどをみながら将来的な移譲等について検討する必要がある。	
	郡山光風学園	郡山市	福祉型障害児入所施設(旧ろうあ児施設)	110		施設のあり方や運営の 方策を検討する。	別支援教育との連携を 踏まえ、教育委員会と 協議しながら施設のあ	・H18年度から郡山光風学園と聾学校寄宿舎の役割 分担を協議し、施設の存続、寄宿舎への完全移 行、一部機能を残して寄宿舎化の3つの方向から	・入所児童は減少しているが、県内唯一のろうあ児対象施設であり、 実際には聴覚障がいと合わせて知的障がい、発達障がい等との重複 や、保護者による養育が適当ではない児童など、生活全般の支援が必 要な児童が生活している。 ・入所児童の実態や特別支援教育との連携を踏まえ、教育委員会と協 議しながら、施設のあり方や運営の方策等について検討を進める必要 がある。	
	太陽の国 ひばり寮	西郷村	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	100	県内唯一の肢体不自由 者更生施設のため、民 間のサービス提供環境 が整うまでは県立施設 として運営するとと に入所定員を縮小す る。	県立施設として運営する。また、地域生活移 行を進め、入所定員を 縮小する。	・H18年度から太陽の国施設(障がい者支援4施設、病院、共通施設)を一括して公募・指定している。 H18~22指定管理(公募):社会福祉事業団 H23~27指定管理(公募):社会福祉事業団	・入所者が重度化しており、車いす等の利用を考慮すると現在の施設では、施設の狭隘化が顕著になっているとともに、施設の老朽化が激しく、計画的に建替え等を検討する必要がある。 ・高齢化、重度化により医療的ケアを要する入所者が増加しており、それぞれの施設に混在していることから、各施設の利用者の状況等を整理し、各施設の役割・機能のあり方を検討する必要がある。・利用者及び家族の意思を十分に尊重し、希望する移行先の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を深めながらより積極的に地域生活への移行を進め、既存の利用定員の段階的な縮小を着実に進める必要がある。	
占	太陽の国 けやき荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100	大規権な施 大規権の設をと 大規権の設をと 大規権の設をと の設をと の設をと に困び的県 に困び的県 にある。 にいる。	当面、県立施設として 運営する。 入所定員を段階的に縮 小する。			
 	太陽の国 かしわ荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100					
施	太陽の国 かえで荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100					
	ばんだい荘 あおば	猪苗代 町	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	60	60		当面、県立施設として運営する。	・H18年度からばんだい荘あおば・わかばは合築施 設であるため、一体的に公募・指定している。 H18~22指定管理(公募):社会福祉事業団 H23~27指定管理(公募):社会福祉事業団	・行動障がいや発達障がい、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活移行先での支援等では対応できないため、入所期間が長期化しつのある。 ・精神障がいを併せ持つ知的障がい者やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所者が増えている。	
	はんだい荘 わかば	猪苗代 町	福祉型障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	40	1		社会福祉法人への移譲 等について検討を進め る。			